

# 第1章 少負荷型都市づくりの推進

横浜市環境目標	環境への負荷が低減された都市の形成や都市交通体系、港湾環境の整備が進められている。
平成17年度実施状況	推進

## 1 計画的な都市づくりの推進（都市計画マスタープランの策定）

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、横浜市の定める都市計画は、これに即するものとされています。横浜市では、全市・区・地区の三つの段階で、プランの策定を行っています。

プランのねらいは、市民・事業者・行政が、都市の課題についてともに考え、目指すべき都市将来像を共有するとともに、その実現に向けて各々が役割を果たしていくことです。そのため、住民意見の反映や周知等に努めながら、プランの策定を進めています。

### (1) 全市プラン

平成12年1月に決定した全市プランは、都市づくりの目標の一つとして、「快適で安全な環境の保全と創造」を掲げ、部門別方針に「8 環境管理の方針～人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり～」を示しています。

その具体的方針として、

- ① 産業型公害や都市・生活型公害などの改善と環境汚染の防止
  - ② 都市の緑化や水質の向上、水辺の整備、生物の生息空間の保全や創造
  - ③ 公共交通網の整備やエネルギーの合理的・効率的利用、リサイクル型の社会経済システムの確立
  - ④ 地球規模の環境の保全に資する持続的発展が可能なまちづくり
  - ⑤ 開発事業等の計画立案に当たっての環境への配慮
- を掲げています。

### (2) 区プラン

区プランは、このような全市プランの内容を前提に策定していますが、各区の実情に応じた都市づくりの方針を示しています。平成17年度は、中区、港南区及び瀬谷区の3区でプランが決定されました。平成18年7月現在、18区全区で策定されています。

■表3-1-1 区プラン策定区

港北区（平成12年1月）	金沢区（平成12年12月）
戸塚区（平成13年4月）	青葉区（平成14年1月）
鶴見区（平成14年5月）	都筑区（平成14年5月）
保土ケ谷区（平成14年8月）	緑区（平成14年12月）
西区（平成15年2月）	磯子区（平成15年8月）
神奈川区（平成15年12月）	南区（平成16年4月）
旭区（平成16年8月）	栄区（平成16年12月）
泉区（平成17年2月）	中区（平成17年7月）
港南区（平成17年7月）	瀬谷区（平成17年12月）

平成17年7月に策定した「中区プラン」では、「環境にやさしい緑と共生したまちづくり」を方針の一つとして取り上げ、道路や公共施設などの緑化の促進等による自然的環境の保全・緑の創出、環境に配慮したまちづくり、太陽光・風力などのクリーンエネルギーの活用等省資源型・循環型社会に向けた取組を進めることとしています。

## 2 快適な環境のための総合的な都市交通体系整備

誰もが利用しやすい交通体系の実現を目指し、鉄道や道路などの交通施設をまちづくりや環境に調和させながら整備します。また、交通の目的に応じて鉄道やバス、自動車等の交通機関が効率的に利用されるよう、総合的な交通の管理運営を進めます。

### (1) 公共交通網の整備

平成17年度は、鉄道網の整備として、横浜環状鉄道中山～日吉間（グリーンライン）の整備を、まちづくりや環境に調和させながら進めるとともに、運輸政策審議会答申路線の事業化方策の検討を行いました。

### (2) 環境に配慮した道路網の整備

環境負荷の低減に向けた、体系的な道路網の整備としては、横浜環状道路などの高速道路の整備をはじめ、都市の骨格となる放射環状型の幹線道路ネットワークの形成を目指した整備を進めるほか、踏切による交通阻害の解消にむけた鉄道との立体交差事業を進めます。また、最寄り駅までおおむね15分で行けるように、地区幹線道路や駅前広場などの整備を進め、駅へのアクセスを中心としたバス交通の改善を図ります。

平成17年度は、幹線道路57路線、約62kmの区間で事業を実施し、このうち環状4号線（下飯田地区）など約7.2kmが完成しました。また、地区幹線道路は89路線、約27kmの区間で事業を実施し約3.4kmが完成しています。鉄道との立体交差事業としては、相模鉄道本線と環状4号線の立体交差となる瀬谷跨線橋が完成し、引き続き相模鉄道本線の星川駅・天王町駅連続立体交差事業を実施しています。

### (3) 新しい交通政策の検討

少子高齢化社会の到来や地球温暖化防止に向けた要請など交通事業を取り巻く情勢が大きく変化する中において、将来の交通政策の在り方について、市民生活の視点はもとより、少子高齢化における新たな社会ニーズへの対応や、環境負荷の軽減、市民との協働などの視点から、本市の交通政全般に渡った基本的な考え方について、平成17年度から18年度の2か年に渡って検討し、新しい交通政策を検討します。

### 3 横浜の下水道について

わたしたちの街「よこはま」をより安全で快適な街にするため、子どもたちが川で遊ぶ風景を取り戻すため、下水道事業を進めています。

#### (1) 下水道の役割

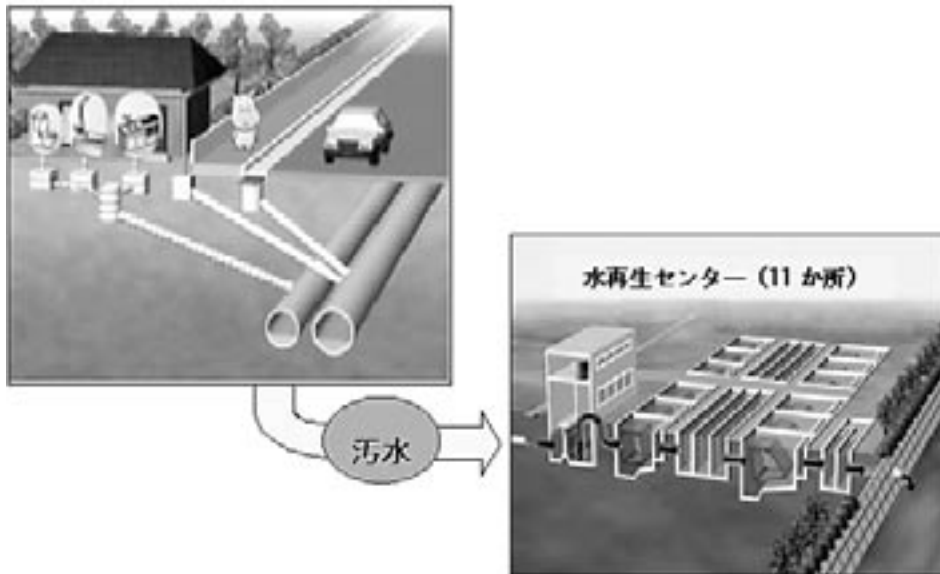
- いやなニオイもなくなります！  
・・・水洗トイレが使えます。
- 雨水がたまりません！  
・・・浸水から街を守ります。
- 川や海をきれいにします！  
・・・自然環境を守ります。
- 循環型社会に対応します！  
・・・資源の再利用に対応します。



■主ポンプ 樽町ポンプ場（鶴見区）

#### (2) 下水道のしくみ

下水道は、わずかな勾配で下水を流す「下水管」と生活排水\*をきれいな水にする「水再生センター」と汚泥を資源化する「汚泥資源化センター」があります。また、生活排水を中継したり、雨水を排水したりするための「ポンプ場」があります。



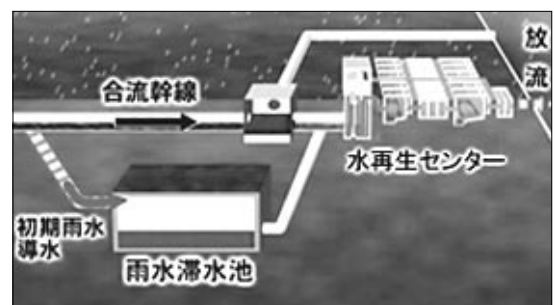
■図3-1-1 下水道のしくみ

#### (3) 合流式下水道の改善

市域の約4分の1にあたる合流式下水道では、雨の降り始めの下水は道路や下水管などの汚れを多く含んでいます。

このため水再生センターの能力を超えた場合には、海や川へそのまま放流されています。

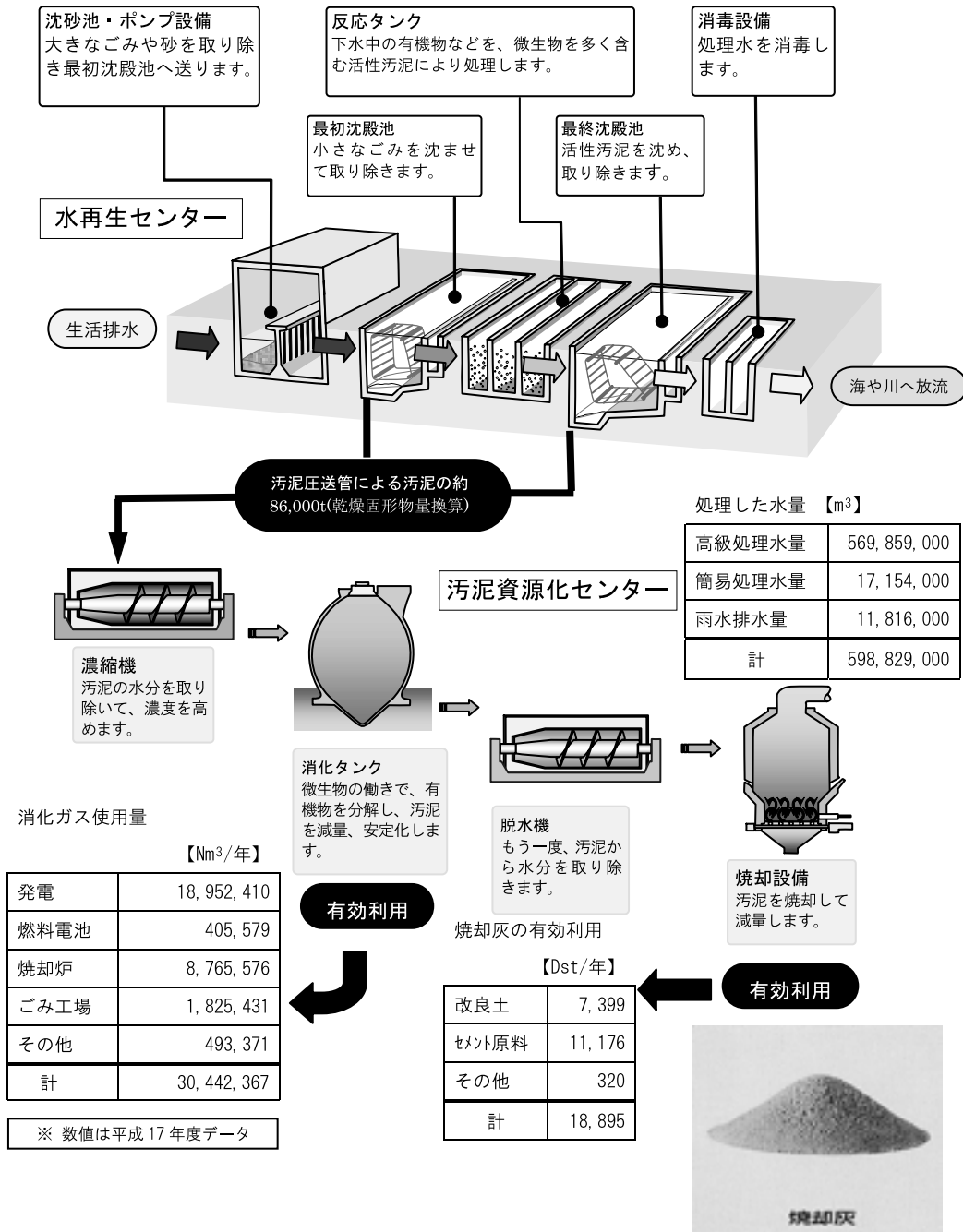
そこで降り始めの汚れた雨水を雨水滞水池に一時的に貯めておき、雨が降り止んでから水再生センターで再生して海や川へ返します。



■合流改善のイメージ図

#### (4) 水再生・汚泥資源化センターのしくみ

生活排水（污水）は、水再生センターで、きれいな水に再生されて川や海に返されます。再生の行程で発生した汚泥は、汚泥資源化センターで、濃縮、消化、脱水、焼却により臭気の無い衛生的な灰にします。この灰はセメントや建設発生土の改良材として有効利用されています。



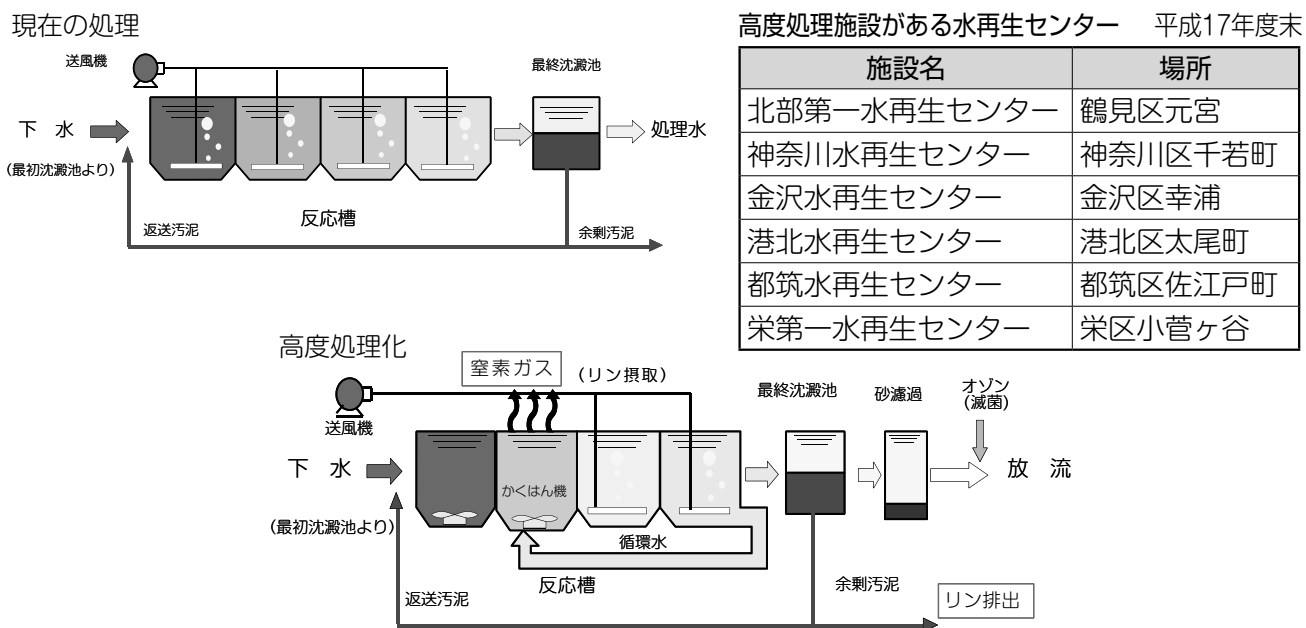
■図3-1-3：水再生センター・汚泥資源化センターのイメージ図

#### (5) 下水汚泥の資源化有効利用

下水汚泥消化ガスを有効利用するほか、下水汚泥焼却灰は改良土及びセメント原料等として100%有効利用しています。

## (6) 高度処理施設の整備

横浜市域では、依然として水質環境基準を達成していない状況であり、赤潮\*発生対策など公共用水域の水質を向上するため、新規水処理施設の増設及び設備更新時期にあわせた高度処理化を進めています。



■図3-1-4：高度処理の仕組み

## (7) 水洗化未整備地域の解消

下水道普及率\*は平成17年度末で99.7%と高い水準となっておりますが、水洗化未整備地域の解消に向けて、下水管きよの整備を進めています。



■消化タンク 北部汚泥資源化センター（鶴見区）



■南部水再生センター（磯子区）

## (8) 処理施設の拡充・機能向上

流入する汚水量の増加にあわせて、処理施設の拡充を行うとともに、安定した処理水質の維持のため、水再生センターと汚泥資源化センターのネットワーク化をすすめるなど処理機能の補完・向上をはかっています。

## 第2章 良好な都市景観の保全・創造

横浜市環境目標

美しい景観と歴史が息づく、文化の香り高い快適な街が形成されている。

平成17年度実施状況

推進

### 1 良好な都市景観の保全と創造

横浜には開港以来の近代建築や西洋館、土木産業遺構が残されています。また、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。その保全と活用を図っていくために昭和63年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行しました。所有者の協力を経て主に建造物の外観を保全しつつ活用を図ることを目的としており、要綱に基づいて「登録」「認定」を進めています。平成17年度は新たに4件を登録、3件を認定しました。

また、良好な都市景観の乱れ等の問題や景観に関する市民意識の高まり等の課題に対応するため、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」（平成18年4月1日施行）と「景観法」（平成16年12月施行）の活用による横浜独自の景観形成制度をつくりました。

これにより、これまでの横浜の景観形成に対する取組を生かしながら、市民・事業者・行政の協働による、より実効性の高い景観づくりを進めています。



■平成17年度、新たに歴史的建造物に新たに認定された「インド水塔」

### 2 魅力的な景観のみなとづくり

横浜は、近代文明開化の地、時代の先進地としての独自の文化を持ち、個性的な街を築いてきています。特に横浜港には、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在し、その独特な景観は、多くの人々に愛されています。そこで、市民にとって誇りと親しみがもてる魅力的な横浜港の景観を形成していくとともに、港で働く人々にとって安全で快適な職場環境になるように、また、横浜港を訪れる人々にとって、横浜港らしい独自性が感じられるようにしていくために、次のような取組を通して「港町ヨコハマ」の風景を守っています。

#### (1) 赤レンガ倉庫の保存・活用

みなとみらい21新港地区に立地する赤レンガ倉庫は、横浜港の発展とともに歩み、「ハマの赤レンガ」と呼ばれて多くの市民に親しまれてきた、わが国を代表するレンガ造りの歴史的建造物です。横浜市では、この赤レンガ倉庫を貴重な歴史的資産として保存するための補強工事を行うとともに、「港のにぎわいと文化を創造する空間」を基本コンセプトに民間事業者の活力を導入しながら内部を改修し、活用しています。



■横浜赤レンガ倉庫の広場での大道芸のイベント

## (2) 街づくり協定等の推進

良好な港湾景観を計画的に形成し、また、それぞれの有する機能を効果的に発揮しながら人々が快適に過ごせる街づくりを行うために、各地区の特性に応じた街づくりのルールを土地所有者等の中で自主的に定める「街づくり協定」などの活用を推進しています。

現在、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、横浜ベイサイドマリーナ地区、新山下第一地区において、このルールに基づく街づくりが進められています。

## (3) みなと色彩計画

横浜市では、事業主の協力を得ながら横浜港内にある倉庫などの色彩への工夫や演出を通じ、横浜らしい魅力ある景観への誘導をすすめる、「みなと色彩計画」を定めています。

この計画を活用して、横浜港の景観を、国際港都にふさわしく個性的・魅力的で活気とうるおいのあるものとしていきます。

# 3 良好な住環境づくり

地域の特性に応じた良好な住環境の形成をはかるため、まちのルールづくり相談センター\*から、まちづくりコーディネーター\*やまちづくりNPO\*を派遣するなど、住民の発意によるまちづくり活動を支援し、建築協定の締結や地区計画の策定を進めています。

住宅市街地の防災性の向上をはかるため、防災上課題のある密集住宅市街地において住民と連携した防災まちづくりを促進します。また、木造住宅などの耐震診断や耐震改修、狭あい道路\*の拡幅整備を引き続き進め、特に木造住宅が密集し地震時にゆれが大きく、危険度が高い地区については、「いえ・みち まち改善事業」として重点的に取り組みます。

また、市住宅供給公社による既成市街地の再開発や改善事業を進めています。

# 4 開発事業等における環境への配慮

## (1) 開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等

環境に著しい影響を与えるおそれのある開発事業等について、その構想又は計画の段階において、より環境に配慮したものとなるよう、情報提供・助言等の調整を行っています。

■表3-2-1 平成17年度事業調整制度対象案件

分類	内容	件数〔継続案件を含む〕	
開発関係	開発行為等を伴う事業、大規模建築物、運動・レクリエーション施設等	57件	※ (39件)
工場・事業場関係	工場・事業場、廃棄物処理施設、自然科学研究所	2件	(1件)
その他	道路、鉄道・軌道、飛行場、終末処理場、公有水面埋め立て	1件	(0件)
合計		60件	(40件)

※表中の（ ）内は、平成17年度内に終了した件数

#### 【調整案件事例】

(仮称)北仲通北地区(A地区)再開発計画、(仮称)上郷開発事業、(仮称)横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業 など

#### (2) 環境アセスメント(環境影響評価)\*制度

環境アセスメント(環境影響評価)制度は、一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的としています。

現在、横浜市域に環境影響を及ぼすおそれのある事業等については、その規模、事業の種類などに応じて、環境影響評価法などの法令や、横浜市及び近隣自治体が定める環境影響評価条例などの適用があります。平成17年度は、環境影響評価法の対象となった事業が3件、横浜市環境影響評価条例の対象となった事業が5件、近隣自治体の条例の対象となった事業が13件ありました。